

# 網走市新庁舎建設基本・実施設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領に定める公募型プロポーザルは、網走市新庁舎建設基本・実施設計業務を委託するにあたり、柔軟な発想や卓越した設計能力、豊かな経験を有する最も適切な設計者を選定するため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定することを目的とする。

## 2 業務の概要

- (1) 業務名 網走市新庁舎建設基本・実施設計業務委託
- (2) 業務内容 「網走市新庁舎建設基本・実施設計業務委託特記仕様書（案）」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和4年3月31日まで
- (4) 予算規模 160,000,000円(2カ年総額見込額、消費税及び地方消費税を含む。)
- (5) 担当部署 網走市庁舎整備推進室  
〒093-8555 網走市南6条東4丁目  
電話 0152-44-6111（内線351）  
FAX 0152-43-5404  
E-mail : choshasekkei@city.abashiri.hokkaido.jp

## 3 実施の公表

- (1) 公表方法 網走市役所掲示場及び網走市公式ホームページによる
- (2) 公表年月日 令和2年10月2日（金）

## 4 公募型プロポーザル方式の中止等について

- (1) 令和2年10月21日までに、当該業務に係る補正予算が成立しない場合は、本プロポーザルを中止する。
- (2) 緊急等やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを停止し、中止し、又は取り消すことがある。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、実施スケジュール及び二次審査の内容等を変更することがある。
- (4) 中止等のお知らせは、網走市公式ホームページに掲載する。
- (5) 上記の場合においても本プロポーザルに要した費用を網走市に請求することはできない。

## 5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加希望者」という。）は、以下の項目に該当する単体企業又は設計共同企業体（以下「JV」という。）とする。

- (1) 単体企業として本プロポーザルに参加する場合、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
  - ① 地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 網走市競争入札参加資格者名簿において、『建築設計』に登録されており、道内に本社または受任者としての支店・営業所がある者であること。
  - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
  - ④ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
  - ⑤ 公募の日から二次審査までのいずれの日においても、網走市指名競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - ⑥ 参加しようとする者の間に次の資本関係又は人的関係がないこと。

### (ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7号に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

- a) 親会社（会社法第2条第1項第4号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合
- b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合

b) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他公募型プロポーザル方式の適正さが阻害されると認められる場合

上記（ア）又は（イ）と同視し得る特定関係があると認められる場合。

⑦ 次の条件を満たす業務（平成22年4月1日以降に完了したものに限る。JVにより履行した業務の場合は、代表構成員として履行したものに限る。）の履行実績を元請として有していること。（本社又は営業所の実績も含む。）

ア) 規模：延床面積3,000㎡以上

イ) 業務：市区町村庁舎の新築又は改築に関わる基本設計又は実施設計業務

(2) JVとして本プロポーザルに参加する場合、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

① JVの結成方法は、事業者の自主的な結成によること。

② JVの構成員は、(1)の①から⑥までの要件を全て満たすこと。

③ JVの構成員の代表者は、(1)の⑦の要件を満たすこと。

④ JVの構成員の代表者は、本業務の中心的役割を担う履行能力を持ち、出資比率は構成員中最大であること。

(3) 参加における制限

① 参加希望者からの応募は1点のみとする。

② 参加希望者は、連名による応募はできない。

③ 参加希望者が単体企業である場合、他の参加希望者であるJVの構成員となることはできない。

④ 参加希望者がJVである場合、その構成員は他の参加希望者であるJVの構成員となることはできない。

⑤ 参加希望者が業務を再委託する協力事務所は、他の参加希望者の単体企業及びJVの構成員となることはできない。また、他の参加希望者の協力事務所となることもできない。

注1) 上記①～⑤の制限に関しては、各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は同一企業とみなす。

注2) 協力事務所の範囲は、「6 業務実施上の条件 (3) 協力事務所（業務の再委託先）について」による。

## 6 業務実施上の条件

### (1) 業務実施上の条件

- ① 管理技術者は、一級建築士であること。
- ② 記載を求める各主任技術者は、建築（総合）、建築（構造）、電気設備及び機械設備の4分野とし、建築（総合）及び建築（構造）分野の主任技術者は、一級建築士であること。
- ③ 管理技術者及び記載を求める建築（総合）主任技術者は、応募者の組織に所属していること（単体企業の場合はその単体企業、JVの場合は代表構成員の企業に属していること）。
- ④ 管理技術者及び記載を求める各主任技術者はそれぞれ1名であること。
- ⑤ 管理技術者が記載を求める各主任技術者を兼任していないこと。また、記載を求める各主任技術者が記載を求める他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。
- ⑥ 管理技術者及び各主任技術者は、原則として市が指定する設計業務の打合せ等に参加できる者であること。
- ⑦ 管理技術者は、平成22年4月1日以降に延床面積が3,000㎡以上の銀行、本社ビル、庁舎等（平成31年国土交通省告示第98号別添二第四号第2類の銀行、本社ビル、庁舎等を示す。）の新築又は改築に係る設計業務に管理技術者又は建築（総合）主任技術者として携わった実績があること。
- ⑧ 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の設計者等が、網走市指名競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

注1) 管理技術者とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

注2) 主任技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

### (2) 各主任技術者の担当業務範囲は下記の範囲とし、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う技術者とする。

- ① 建築（総合）主任技術者  
平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項第一号及び第2号（以下「告示98号」という。）「設計の種類」における「総合」
- ② 建築（構造）主任技術者  
告示98号「設計の種類」における「構造」
- ③ 電気設備主任技術者  
告示98号「設計の種類」における「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
- ④ 機械設備主任技術者  
告示98号「設計の種類」における「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空気調和設備」及び「昇降機等」に係るもの

### (3) 協力事務所（業務の再委託先）について

本業務に関する専門分野（管理技術者、建築（総合）主任技術者が担う業務を除く。）について、協力事務所を加えることを可能とする。

## 7 募集及び審査の進め方

### (1) スケジュール

現段階で想定するスケジュールは次のとおりとする。(変更する場合がある)

| 内 容                        | 日 程                                      |
|----------------------------|--|
| 実施要領等の公表                   | 令和2年10月 2日(金)                            |
| 参加表明書等に関する質問受付期間           | 令和2年10月 2日(金) から<br>令和2年10月12日(月) 午後5時まで |
| 参加表明書等に関する質問回答期日           | 令和2年10月15日(木)                            |
| 参加表明書等の提出期限                | 令和2年10月22日(木) 午後5時まで                     |
| 一次審査結果の通知                  | 令和2年10月26日(月) までに発送                      |
| 技術提案書等に関する質問受付期間           | 一次審査結果の通知があった日から<br>令和2年11月 9日(月) 午後5時まで |
| 技術提案書等に関する質問回答期日           | 令和2年11月12日(木)                            |
| 技術提案書等の提出期限                | 令和2年11月20日(金) 午後5時まで                     |
| 二次審査<br>(プレゼンテーション及びヒアリング) | 令和2年11月27日(金)                            |
| 二次審査結果の通知                  | 令和2年12月 1日(火) までに発送                      |
| 二次審査結果の公表                  | 令和2年12月 4日(金)                            |
| 契約予定時期                     | 令和2年12月初旬                                |

### (2) 審査の流れ

本プロポーザルの審査は、網走市新庁舎建設基本・実施設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)による、一次審査及び二次審査の2段階により行う。なお、審査については、別紙「網走市新庁舎建設基本・実施設計業務委託に関する公募型プロポーザル評価要領(以下「評価要領」という。)」により行い、両審査とも非公開とする。

#### ① 一次審査

参加表明書等の提出書類に基づき書面審査を行い、評価点合計の上位5者程度を一次審査通過者として選定する。

#### ② 二次審査

一次審査を通過した5者程度から提出された技術提案書等に関するプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、最優秀提案者(受託候補者)と優秀提案者(次点者)を選定する。

## 8 参加表明書の提出等

参加希望者は、次のとおり 参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

### （１）提出書類及び提出部数

- |             |               |     |
|-------------|---------------|-----|
| ① 参加表明書     | （様式第1号）       | 1部  |
| ② 共同企業体協定書  | （様式第2号）       | 1部  |
| ③ 協力事務所参加届  | （様式第3号）       | 1部  |
| ④ 業務の受注実績概要 | （様式第4号）       | 1部  |
| ⑤ 技術者数の概要   | （様式第5号）       | 1部  |
| ⑥ 配置技術者一覧   | （様式第6号）       | 1部  |
| ⑦ 配置技術者の経歴等 | （様式第6-1～6-5号） | 各1部 |

### （２）参加表明書等の提出方法

- ① 提出期限 令和2年10月22日（木）午後5時まで
- ② 提出方法 持参又は郵送によること。
- ③ 提出先 2の（5）に同じ。
- ④ 注意事項
  - ア) 持参により提出する場合は、土・日曜日、祝日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時までの間に、提出先へ持参すること。
  - イ) 郵送により提出する場合は、配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着のこと。
  - ウ) 参加表明書等の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めないものとする。
  - エ) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、令和2年10月21日（水）午後5時までに、理由を付した辞退届（様式第12号）を提出すること。

### （３）参加表明書等に関する質問の受付及び回答

参加表明書等の作成について質問がある場合においては、次のとおり質問書により提出すること。

- ① 提出書類 質問書（様式第7号）
- ② 提出期限 令和2年10月12日（月）午後5時まで
- ③ 提出先 2の（5）に同じ。
- ④ 提出方法 質問書を電子メールへの添付ファイルとして、MicrosoftWord形式により提出すること。なお、電子メールの着信の確認については送信者の責任において行うこと。
- ⑤ 質問に対する市の回答  
質問に対する回答は、令和2年10月15日（木）までに、質問者に対して電子メールにより回答するほか、市ホームページにて公表する。

## 9 技術提案書の提出を要請する者の選定（一次審査）

- (1) 技術提案書の提出を要請する者（以下「技術提案者」という。）の選考は、一次審査で行い、評価要領に基づき評価し、評価点の高い順に5者程度を選定する。
- (2) 審査結果は、令和2年10月26日（月）までにすべての参加希望者へ書面により発送する。なお、技術提案者とならなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内にその理由の説明を書面（任意様式）により求めることができる。

## 10 技術提案書の提出等

技術提案者は、次の書類を提出するものとする。

### (1) 提出書類及び提出部数

- ① 技術提案書（様式第8号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ② 業務履行方針（様式第9号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10部
- ③ 特定テーマに対する技術提案（様式第10-1～10-5号）・・・・・・・・ 10部
- ④ 参考見積書（様式第11号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

### (2) 技術提案書等の提出方法

- ① 提出期限 令和2年11月20日（金）午後5時まで
- ② 提出方法 持参又は郵送によること。
- ③ 提出先 2の（5）に同じ。
- ④ 注意事項
  - (ア) 持参により提出する場合は、休日を除く、午前9時から午後5時までの間に、提出先へ持参すること。
  - (イ) 郵送により提出する場合は、配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着のこと。

### (3) 技術提案書等の記載要領

- ① 業務履行方針（様式第9号）

本業務における「業務の実施方針」「業務への取組体制」「設計チームの特徴」「特に重視する設計上の配慮事項（特定テーマに記載する内容を除く）」「その他、業務遂行上の配慮事項等」について簡潔に記載し提出すること。なお、提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）は記載しないこと。
- ② 特定テーマに対する技術提案（様式第10号）
  - (ア) 網走市新庁舎建設基本構想を踏まえ、下記の特定テーマに関する考え方を記載し提出すること。なお、提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）は記載しないこと。
  - (イ) 特定テーマ
    - テーマ1：利用しやすくまちづくりの拠点にふさわしい庁舎の実現に関する提案  
あらゆる人にとって利用しやすく親しみを感じる庁舎を実現するための考え方について提案すること。また、まちづくりの拠点としての役割を担う機能について提案すること。

テーマ2：安全・安心な防災拠点となる機能を備えた庁舎の実現に関する提案

大規模地震や想定外の大雨、津波による水害等の災害発生時に、災害対策等の機能を十分に発揮できる防災拠点としての役割を果たし、行政サービスを継続することが可能となる災害に強い庁舎の実現に向けた提案をすること。また、想定外の水害時に対応した平面計画や周辺住民等の一時避難スペースとして活用する考え方について提案すること。

テーマ3：コンパクトな庁舎規模と建設コストの抑制に関する提案

Society 5.0 を見据えた ICT 機能の活用などにより、利便性の向上と業務の効率化を実現しながら、庁舎規模の縮減と建設コストを抑制する手法について提案すること。

テーマ4：環境負荷の低減とライフサイクルコストの縮減に配慮した庁舎の実現に関する提案

網走市の気候や地域性を考慮しながら環境にやさしく、ライフサイクルコストの縮減、長寿命化を実現するための考え方について提案すること。

テーマ5：その他独自の提案

新庁舎建設にあたり、テーマ1～テーマ4以外の項目について提案があれば記載すること。

③ 参考見積書（様式第11号）

本業務に係る合計経費見積金額と消費税相当額（10%）を提示すること。

なお、基本設計費と実施設計費がわかる見積金額の内訳書（任意様式）を添付すること。

④ 記入上の注意事項

(ア) 本要領に基づく受託候補者選定のための審査に際して求めるのは、受託業務履行の具体的な方法及び取組のあり方についての提案であり、成果の一部の提出ではないことに留意すること。本要領において求める事項以外の内容を含む技術提案は、これを無効とする場合もある。

(イ) 主要な文章における文字は読みやすい大きさ（11ポイント以上）とすること。ただし、図版等に係る部分の文字についてはこの限りではない。

(ウ) 視覚的表現については、文書を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図等は使用できるが、設計内容が具体的に表現された設計図面や模型等を使用してはならない。（「建築設計業務委託の進め方（平成30年5月 全国営繕主管課長会議）」P46～P53を参照）

(エ) 技術提案書の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めないものとする。

(オ) レイアウトや色彩の仕様は自由とする。



#### (4) 技術提案書等に関する質問の受付及び回答

技術提案書等の作成について質問がある場合においては、次のとおり質問書により提出すること。

- ① 提出書類 質問書（様式第7号）
- ② 提出期限 令和2年11月9日（月）午後5時まで
- ③ 提出先 2の（5）に同じ。
- ④ 提出方法 質問書を電子メールへの添付ファイルとして、MicrosoftWord形式により提出すること。なお、電子メールの着信の確認については送信者の責任において行うこと。
- ⑤ 質問に対する市の回答  
質問に対する回答は、令和2年11月12日（木）までに、質問者に対して電子メールにより回答するほか、市ホームページにて公表する。

### 11 プレゼンテーション及びヒアリング審査（二次審査）

技術提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリング審査を次のとおり行う。

#### (1) 実施方法

- ① プレゼンテーションは技術提案者ごとの呼び込み方式とし、持ち時間は35分（プレゼンテーション20分、質疑15分）とする。
- ② プレゼンテーションは、提出された技術提案書等に記載された提案内容の範囲で行うこと。なお、追加資料の配布等は認めないものとする。
- ③ プレゼンテーションでは、パソコンの使用を可能とするが、使用するパソコンは技術提案者が用意し自ら操作すること。なお、パソコンの設置準備時間は持ち時間から除く。  
※プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。  
（プロジェクターの機種 メーカー：EPSON 型式：EB-1750）
- ④ ヒアリング等審査の説明者は、管理技術者及び補助者を含めて4名以内とする。また、管理技術者の代理出席は認めない。
- ⑤ 欠席をした場合は、技術提案書等の審査、評価及び特定から除外する。
- ⑥ ヒアリング審査の順番は後日通知する。

#### (2) 実施日及び場所

- ① 実施日 令和2年11月27日（金）
- ② 場所 網走市役所 1階 議会委員会室（網走市南6条東4丁目）  
※開始時間及び控え室等は別途通知する。

#### (3) 審査方法

審査委員会は、プレゼンテーション及びヒアリング審査を経て、評価要領に基づき技術提案書等について評価を行う。

## 12 受託候補者の特定

### (1) 特定方法

審査委員会は、一次審査及び二次審査における各審査委員の評価点を合計し、合計得点が高い順に最優秀提案者（受託候補者）と優秀提案者（次点者）を選定する。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、委員会の合議により順位を決定する。

### (2) 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、令和2年12月1日（火）までに技術提案者全員に対し、審査結果を書面により発送する。

なお、受託候補者とならなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内にその理由の説明を書面（任意様式）により求めることができる。

### (3) 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、その結果を公表する

## 13 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

### (1) 提出期限までに技術提案書が提出されない場合

### (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

### (3) 実施要領等で示された提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

### (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

## 14 契約に関する基本事項

### (1) 契約の締結

発注者は、受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

なお、技術提案時の経費見積額調書の見積額と比較し、見積額が著しく異なる等不誠実な行為があったときは、失格とする。

また、受託候補者が次に掲げる事項に該当する場合には、次点者と協議を行い、協議が整った場合に次点者と契約を締結することとする。

- ① 交渉が不調となった場合
- ② 地方自治法施行令第167条の4に規定される者に該当した場合
- ③ その他の理由により契約ができなかった場合

(2) 契約保証金 要しない。

(3) 契約書作成の要否 要する。

(4) 委託金額の支払条件

- ① 部分払い（令和2年度1回、令和3年度1回）及び完成払いとする。
- ② 各年度の予算見込額は次のとおりとし、支払額は予算の範囲内で別途定める。

| 年度    | 委託料       |
|-------|-----------|
| 令和2年度 | 26,000千円  |
| 令和3年度 | 134,000千円 |

## 15 その他

(1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。

(2) 提出書類の作成及び提出並びに二次審査の参加費用は、参加希望者及び技術提案者の負担とする。

(3) 現地を見学する機会は、特に設けないものとする。なお、参加希望者が、現地を見学又は調査する場合には、地権者、近隣居住者等へ迷惑がかからないよう、十分配慮すること。

(4) 提出された書類等の著作権は、原則として参加希望者及び技術提案者に帰属するものとする。

(5) 提出された書類等は返却しないものとする。

(6) 提出された書類は、参加希望者及び技術提案者に無断で本プロポーザル以外の用に供しない。

(7) 提出書類はプロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において、必要があるときは複製する場合がある。

(8) 市は参加希望者及び技術提案者から提出された書類について、網走市情報公開条例（平成11年条例第29号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。

(9) 設計業務を受託した者及びその者と資本及び人事等において関連を有すると認められる製造業者及び建設業者は、本件に関する建設工事を請け負うことはできないものとする。

(10) 本業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の他の業務は、(仮称) 網走市新庁舎建設工事監理業務委託(以下「工事監理業務委託」という。)とする。

ただし、工事監理業務委託の予算配当を条件とし、契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。また、本業務の委託契約の相手方がJVとなった場合は、工事監理業務委託については当該JVの代表構成員との契約となる場合がある。